資料１

第２回八潮市自治基本条例検証委員会での意見まとめ
（前文・第１章～第３章）

第２章　自治の基本理念と基本原則

第６条：協働の原則

八潮市で暮らす全ての人が主役となり、お互いを思いやり、理解し、助けあいながら、安心して自分らしく暮らすことができる社会を目指し、令和５年３月に「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」を策定しました。

また、令和８年３月に策定された「第６次八潮市総合計画」では、多様な価値観や考え方を積極的に導入していく「彩り」の新たな視点を取り入れてまちづくりを進めていくとしています。

協働によるまちづくりを推進していくためには、多様性を認め受け入れ活かすことができるダイバーシティ社会への理解が必要であるため、**「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」の策定について、逐条説明書への掲載を求めます。**

○第６条：協働の原則　逐条説明書に**補足説明**を追加

【補足説明】

八潮市で暮らす全ての人が主役となり、お互いを思いやり、理解し、助けあいながら、安心して自分らしく暮らすことができる社会を目指し、令和５年３月に「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」を策定しました。

- **八潮市ダイバーシティ社会推進方針**

○基本的な取組方針

・共生・協働のための理解を深めます。

・安全・安心による交流・連携を図ります。

・多様な人材の活躍を推進します。

第３章　まちづくりの基本原則

第１０条：安全・安心

高度経済成長期に整備された道路、橋りょう、上下水道管などのインフラは、老朽化が急速に進行し、事故や経済活動の停滞を引き起こすリスクが高まっています。

インフラの適切な点検や維持管理は、市民が安全に安心して日常生活を営む上で必要不可欠となっているため、**逐条説明書への追記を求めます。**

〇第１０条：安全・安心　逐条説明書に追記

【説明】

市民は、安全で安心して生活を営み、活動を行う権利を有しています。

この条では、市民が安全で安心して 生活を営み、活動を行うために 、体制（町会・ 自治会、市民団体、関係諸機関等と行政が協力し合う体制）と設備（防犯、健康、福祉、交通安全等に関わる基盤整備）の必要性を規定しています。

災害に関しては、その発生は防げませんが、被害を小さくすることは可能です。災害に対する情報の共有や広域連携を図り、危機管理意識を更に高め、「自助・共助・公助」の考え方のもとに災害に対応できる地域社会の構築が求められています。

また、高度経済成長期に整備された道路、橋りょう、上下水道管などのインフラは、老朽化が急速に進行し、事故や経済活動の停滞を引き起こすリスクが高まっています。

市民が安全に安心して日常生活を営むため、インフラの適切な点検や維持管理も必要です。

また、「安全」については、犯罪発生率、交通事故件数、防犯灯や防犯カメラ設置数などのデータ（数値）により評価することができますが、「安心」については、個人の主観的な判断によるものです。

このため、今後も市民意識調査などにより、**市民の「安心度」の把握に努めるよう求めます**。